

千葉市地球環境保全協定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）の理念にのっとり事業者が行う事業活動に伴う環境への負荷低減等のための自主的な活動を促進するため、地球環境保全協定に関し必要な事項を定めるものとする。

(協定の締結)

第2条 市長は、市内の事業者及び事業所（以下「事業者等」という。）との合意により、地球環境保全協定を締結するものとする。

(協定の内容)

第3条 地球環境保全協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地球環境保全のために事業活動において達成すべき目標及び計画に関する事項
- (2) 地球環境保全のための措置に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷低減等のための活動に関する事項

(計画の提出等)

第4条 第2条の規定により地球環境保全協定を締結した事業者等は、前条第1号の計画（以下単に「計画」という。）を作成したときは、これを市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により提出を受けた計画について必要があると認めるときは、事業者等に対し意見を述べることができる。
- 3 市長は、計画の実施状況について、事業者等に対して説明を求めることができる。

(協定の有効期間)

第5条 地球環境保全協定の有効期間は、締結した日から5年間とする。

- 2 前項の有効期間が満了する日の1か月前までに、文書による改定又は解約の申出がないときは、地球環境保全協定は、当該有効期間の満了する日の翌日から同一内容で5年間延長できるものとし、それ以後も同様とする。

(協定の見直し)

第6条 市長は、環境の状況及び社会情勢の変化、科学技術の進展、事業者等の事情等に応じ、地球環境保全のための特に必要があると認めるときは、事業者等に対して地球環境保全協定の見直しを求めることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定める協定の締結に関わらず、環境の保全及び創造を推進するため必要と認めるときは、本要綱に定める協定に代え、千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第43号）第106条の規定による協定を締結するものとする。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附則

この要綱は、平成11年10月19日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。